

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第五十一号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基く鳥取縣飲食営業許可手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣飲食営業許可手数料徴收規則

第一條 昭和二十四年五月七日法律第五十二号飲食営業臨時規整法により營業許可証の交付を受けた者は、この規則の定める所により手数料を納付しなければならぬ。但し許可証の亡失等による再交付の場合はこの限りでない。

第二條 許可手数料は次に定める額とする。

昭和二十四年六月十七日 金 曜 日
第 二 千 二 十 号

本書ノ大ハ一國定規格A5判

飲食営業許可手数料 一件につき 千円

第三條 許可手数料は許可証の交付を受けたときにこれを納付しなければならない。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣規則第五十二号

飲食営業臨時規整法施行細則を次のように定める。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

飲食営業臨時規整法施行細則

第一條 飲食営業を営もうとする者は、飲食営業臨時規整法(以下法とす)第三條の規定に基き様式第一号の申請書に法第三條第二項に掲げる法第三條第二項に掲げる法律の規定による許可を受けたことを証する書

00622

類を添え知事に提出しなければならない。

第二條 飲食業者は様式号二の営業台帳を備え營業の都度これに所要の事項を記載しなければならない。

第三條 飲食業者は飲食營業臨時規程法施行規則第六條の規定により様式第三号の外食券又は副食券の數につき所轄市町村長の確認を受け知事に提出しなければならない。

附則

この規則は昭和二十四年五月七日からこれを適用する。

この規則に基き飲食營業を営もうとする者が知事に提出する書類はすべて所轄市町村長及び所轄地方事務所長を経なければならぬ。

(様式第一号)

飲食營業許可申請書

飲食營業臨時規程法施行規則第一條の規定により許可を受けたく關係書類を添えて申請します

昭和 年 月 日

住所

知事宛

一、本籍

住 所

氏名及び名称

生年月日

経歴の概要

(法人にあつてはその主たる事務所所在地。名称、定款の寫並びに代表者の住所氏名及び経歴の概要)

二、当該營業の利益の百分の五以上の分配を受ける権利を有し又は当該營業を支配する権利を有する者の住所及び氏名

三、法第三條第一項に掲げる營業の種類

四、營業の場所

五、屋 号

六、營業開拓の時期

七、施設の概況

00623

八、營業時間

九、年間月別の來客予想數

月別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
數										

十、兼業の種類及場所

添付書類

- 一、食品衛生法第二十一條による許可証寫
- 二、風俗營業取締法第二條による許可証寫
- 三、旅館業法第三條による許可証寫

(様式第二号)

飲食營業台帳(種類)

月 日	來客數	備考
	外食券又は副食券の取扱枚數	
	外食券 枚	
	副食券 枚	

(様式第三号)

外食券又は副食券の取扱確認証

月 別	業者住所氏名	外食券又は副食券取扱枚數
	住 所 氏 名	外食券 枚
		副食券 枚

右相違のないことを確認する

昭和 年 月 日

何々市町村長 何 某

告 示

鳥取縣告示第三百号

次の施設を児童福祉法第三十五條第二項による児童福祉施設として認可した。

尙昭和二十三年八月十日附児童福祉施設として認可した

私立渡善々園を廢止する。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別 経営主体 施設の名称 施設長の 所在地 定員

保育所 村立 村立渡善々園 松本優治 西伯郡渡村 大字渡四一 番地 一五

◇鳥取縣告示第三百一號
 物價統制令第四條の規定によつて「学校用黑板」の販売價格の統制額を次のように指定する。
 昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百七十三号及び昭和二十三年十一月鳥取縣告示第五百八十五号はこれを廢止する。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、販売價格統制額 生産者統制額 販売業者統制額
 (一平方尺) (一平方尺)

一四〇円

一六〇円

二、布張の場合は実費を加算することができる。

三、線引の場合はこの統制額の三割五分を、線引の上文字入をしたものは五割を加算することができる。

四、この統制額は工場又は店先渡し價格であつて包装荷造費を含まない。

五、この統制額は鳥取縣價格査定委員会の行う査定を受け査定証紙を貼付したものの價格であつて査定を受けないもの又は査定証紙の貼付していないものの價格はこ

の表の統制額の七割下げとする。
 六、この統制額はスレート黒色三回塗以上の研出のものであつて右以外のものについて、鳥取縣價格査定委員会か一の統制額の範囲内で査定した場合はその價格をもつてこのものの統制額とする。

◇鳥取縣告示第三百二號

昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の者に交付した。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏名 番号 交付年月日

鳥取縣技術吏員 中西 保 四二 昭和二十四年 六月十四日

同 技 師 川上剛延 四三 同

◇鳥取縣告示第三百三號

昭和二十二年十二月法律第二百三十三号食品衛生法(以

下法という。)第十七條第一項の規定により法第三十六條の規定に該当する「飲食店營業者は次の様式により昭和二十四年六月三十一日までに營業所々在地在を管轄する保健所長を経由して報告しなければならない。

昭和二十四年六月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

營業報告書

一、營業者の氏名、住所、生年月日

(法人の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名)

二、營業所々在地

三、營業所の名称、屋号又は商号

四、昭和二十二年七月五日前に旧法に基づいて発せられた命令の規定により許可を受けていた營業の種類及び許可年月日、許可番号
 右のとおり營業中であるから報告する。

年 月 日

氏 名 印

鳥取縣知事宛